

# 埼玉県地域保健医療計画の概要

## 計画策定の趣旨

- 本県の保健医療体制の整備の方向を示す。
- 医療制度の持続・確保⇒医療費の適正化 (将来の医療費の過大な増大を防ぐ)を目指す。

## 計画期間

■ 平成25年度から平成29年度まで

## 計画の性格

- 医療法第30条の4⇒医療計画
  - 高齢者の医療の確保に関する法律第9条⇒医療費適正化計画
  - 関係計画との整合性を図った保健医療に関する総合的な計画
- } 一体計画

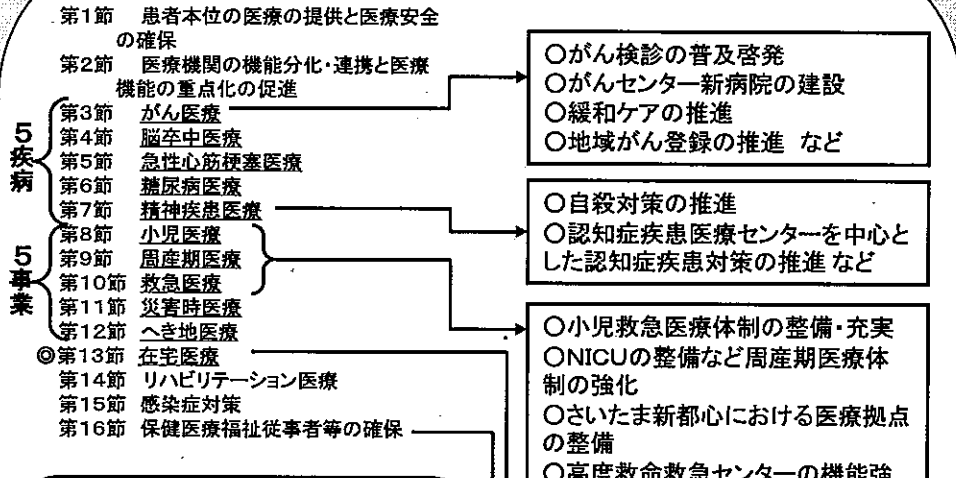
## 計画の方向

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保
- 生涯を通じた健康づくり体制の確立
- 安心・安全な暮らしを守る健康危機管理体制の構築
- 健康の保持と医療の効率的な提供による医療費の適正化

## 施策及び主な取組

### 1 質が高く効率的な医療提供体制の確保

【施策】 【主な取組】



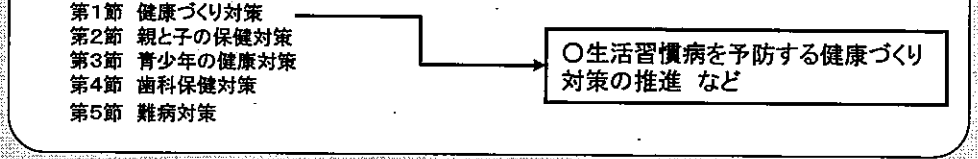
※「5疾病・5事業及び在宅医療」

- 5疾病 (がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)
- 5事業 (小児医療、周産期医療、救急医療、災害時医療、へき地医療) 及び
- 在宅医療

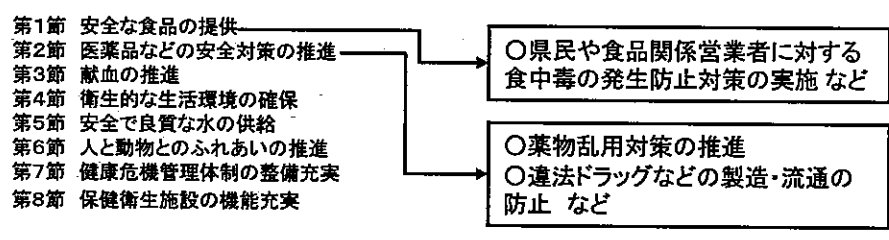
(国・基本方針に計画への記載事項として、新たに「精神疾患」及び「在宅医療」が追加。

### 2 生涯を通じた健康づくり体制の確立

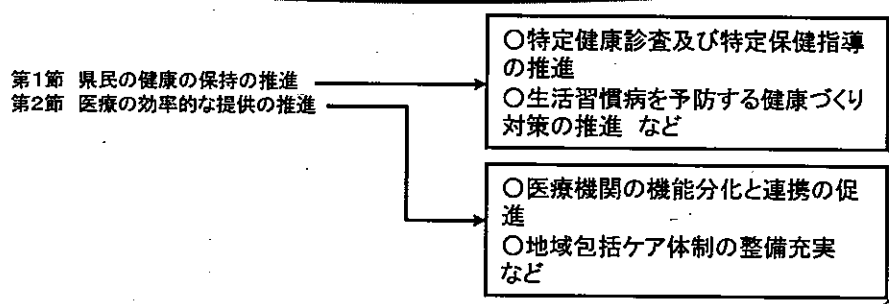
【施策】 【主な取組】



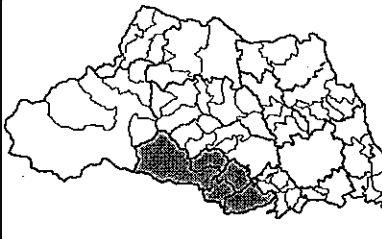
### 3 安心・安全な暮らしを守る健康危機管理体制の構築



### 4 健康の保持と医療の効率的な提供による医療費の適正化



## 西部保健医療圏

	<b>【圏域の基本指標】</b>	<b>【県値】</b>
	人口総数 788,545 人	
人口増加率 (H17～H22) 0.9%	[2.0%]	
年齢3区分別人口		
0～14歳 99,711人 (12.7%)	[13.3%]	
15～64歳 519,153人 (66.0%)	[66.3%]	
65歳～ 167,856人 (21.3%)	[20.4%]	
出生率 (人口千対) 7.8	[8.4]	
死亡率 (人口千対) 7.6	[7.8]	
保 健 所	狭山保健所	
圏 域 (市町村)	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市	

### 【生活習慣病予防からはじめる健康づくり】

#### 【目標】

生活習慣病を予防するために、健診受診率の向上、保健指導の充実、普及啓発、環境整備、市民との協働を推進します。

#### 【主な取組】

- 特定健診・各種がん検診等受診率の向上と特定保健指導の充実
- 特定健診・保健指導の体制整備の支援と実務者の育成
- 地域・職域保健の連携推進
- 糖尿病対策の推進
- 健康づくりに関する知識の普及啓発

〈実施主体：市、保険者、保健所、医師会、薬剤師会、歯科医師会、地区組織〉

### 【小児救急医療】

#### 【目標】

休日や夜間においても、急病や事故に遭った子どもが必要な医療を適切に受けられるよう、小児救急医療体制の整備を進めます。また、子どもの急病に対する保護者の不安を解消するとともに、症状に応じた適切な受診について広報していきます。

#### 【主な取組】

- 小児救急医療体制の充実・強化
  - 子どもの急病等に関する情報提供の強化
  - 小児救急医療を検討するネットワークの機能強化
- 〈実施主体：医師会、医療機関、市、保健所、消防本部〉

### 【精神疾患医療】

#### 【目標】

早期発見、早期治療を促すため精神疾患に関する正しい理解を促進します。また、病状やニーズに応じた、適切な医療・福祉サービスが受けられ、住み慣れた地域で安心して生活が継続できる体制づくりを目指します。

#### 【主な取組】

- 精神疾患への正しい知識の普及
- 精神保健医療福祉に関する相談窓口の充実
- 精神疾患の状態に応じた適切な医療の提供
- 地域生活支援体制の強化

〈実施主体：保健所、市、医師会、医療機関、薬剤師会、消防、警察、教育機関、福祉機関、労働機関〉

### 【親と子の保健対策】

#### 【目標】

リスクの高い家庭への支援を強化し、子育て支援、児童虐待防止に努めます。母子保健に関するネットワークづくりを進め、児童の健全育成を図ります。また関係者の人材育成に努めます。

#### 【主な取組】

- 妊娠・出産期からの相談支援体制の強化
- 未熟児等への専門職による家庭訪問の強化
- 児童虐待防止のための連携体制強化
- 思春期対策の推進
- 研修体制の強化

〈実施主体：市、保健所、医療機関、教育機関、児童相談所〉

### 【健康危機管理体制の整備充実】

#### 【目標】

健康危機発生子予防のための普及啓発に努め、また、健康危機に対し迅速に対応するための確かな情報収集、分析及び提供体制の充実を図ります。さらに医療機関・検査機関・消防・警察・市など関係機関等と連携を図り、充実した健康危機管理体制を整備します。

#### 【主な取組】

- 健康危機管理の情報収集、分析及び情報提供体制の充実
- 健康危機管理関係機関のネットワークの構築
- 自主管理体制、監視指導体制の整備

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察署、消防署、市、保健所〉